

担当部署：まちづくり部 都市づくり課

<b>処分の概要</b>	マンション管理適正化支援法人の登録制度について					
<b>法 令 名 根 拠 条 項</b>	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の3					
<b>法 令 番 号</b>	平成12年法律第149号					
<b>【基準】</b> 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）により改正されたマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。						
<b>標準処理期間</b> 30日						
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和7年11月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日			